

契約者貸付金が差し引かれた保険金

Q : 父が亡くなり保険金を受け取りましたが、父は生前保険会社から契約者貸付を受けていたようで、その金額が差し引かれていました。この差し引かれた借入金は、相続税の計算をする際、債務控除の対象になりますか。

保険金受取人は私で、契約者・被保険者・保険料負担者は父です。

A : 債務控除の対象にはなりません。

【解説】

保険金の支払事由が発生した場合に、その保険契約に契約者貸付及び振替貸付等があった場合には、通常保険会社は約款規定により、保険金額から貸付元金及び未払保険料とそれぞれに係る利息額を差し引いて保険金の支払いを行います。この場合の保険金に対する課税は、次のようになっています。

(1) 被相続人が契約者である場合

保険金受取人は契約者貸付金等の額を控除した金額に相当する保険金を取得したものと、契約者貸付金等の額に相当する保険金及びその契約者貸付金等の額に相当する債務はいずれもなかったものとして取り扱われます。

(2) 被相続人以外の者が契約者である場合

保険金受取人は契約者貸付金等の額を控除した金額に相当する保険金を取得したものと、保険契約者は契約者貸付金等の額に相当する部分の保険金を取得したものとして取り扱われます。

ご質問の場合、契約者貸付金に相当する保険金及び債務はなかったものとして取り扱われますので、債務控除の対象にはなりません。

